

市川市乳児等通園支援事業の認可・確認等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第一条 この要領は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15の規定に基づく乳児等通園支援事業(以下「乳児等通園支援事業」という。)に係る認可及び廃止又は休止、並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第54条の2の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に基づく届出等に関する事務の取扱いについて、市川市児童福祉法の施行に関する規則(平成10年規則第22号。以下「市規則」という。)及び市川市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年規則第57号。以下「市細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可申請)

第二条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「事業者」という。)が法第34条の15第2項の認可を受けようとするときは、省令第36条の36第1項及び第2項並びに市規則第1条の15第1項の規定により、別表1に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 前項の申請を行う事業者は、市が定める申請期間内に市長に申請するものとする。

(確認申請)

第三条 事業者が支援法第54条の2第1項の規定に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとするときは、府令第44条の2において準用する同令第39条並びに市細則第23条第1項の規定により、別表2に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 前項の申請を行う事業者は、市が定める申請期間内に市長に申請するものとする。

(認可内容変更の届出)

第四条 事業者は、乳児等通園支援事業の名称、種類、位置、定員、建物その他設備の規模及び構造並びに図面、事業の運営についての重要事項に関する規程、経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員又は事業者の法人格を有することを証する書類に関することについて変更があったときは、省令第36条の36第3項及び第4項並びに市規則第1条の16第1項及び第2項の規定により、乳児等通園支援事業の変更を行うときは別表3に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 前項の変更を行う事業者は、乳児等通園支援事業の名称、種類及び位置、並びに法人又は団体の場合は定款、寄附行為その他の規約について変更を行うときは変更のあった日から起算して1月以内に、それ以外の事由の変更を行うときはあらかじめ市長に届け出なければならない。

(確認内容の変更等の届出)

第五条 事業者が、支援法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき利用定員の変更をしようとするとき、又は支援法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき確認に係る事項に変更があったときは、府令第44条の2において準用する同令第40条及び第41条並びに市細則第24条第1項及び第25条第1項若しくは第2項の規定により、利用定員の増加について変更をおこなうときは別表 4-1、それ以外の事由の変更を行うときは別表 4-2 に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による提出は、利用定員を増加しようとするときはあらかじめ、利用定員を減少しようとするときは減少の日の3月前までに、その他の事項の変更については変更のあった日から起算して10日以内に行わなければならない。

(廃止又は休止承認申請)

第六条 事業者が法第34条の15第7項に基づき乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、省令第36条の37第1項及び市規則第1条の17第1項の規定により、市川市家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業(廃止・休止)承認申請書(市規則様式第1号の29)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請を行う事業者は、廃止又は休止しようとする日から起算して3月前までに市長に申請するものとする。

(確認の辞退)

第七条 事業者が支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定に基づき確認を辞退しようとするときは、市細則第26条の規定により、市川市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届(市細則様式第29号の8)を市長に提出するものとする。

2 前項の届出を行う事業者は、辞退しようとする日から起算して3月前までに市長に届け出なければならない。

附 則

この基準は、令和8年7月31日から施行する。

別表1 認可申請提出書類(第二条関係)

分野	提出書類	一般型	余裕活用型	備考
1 申請書	市川市家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書	○	○	【市規則様式第 1 号の 24】
2 名称、種類及び位置がわかる書類等	施設全体の付近見取図	○	○	
3 実施計画書	(1)乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)	○		【様式第 1 号の 1】
	(2)乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)		○	【様式第 1 号の 2】
4 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等	(1)建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)	○	省略可	・実施場所(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等)を示す平面図は省略不可。 ・その他立面図は、既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(2)設備の概要	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(3)土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(4)賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こ

	可を受ける事を証明する書面の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ提出)			ども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(5)建物の建築確認検査済証の写し(当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
5 事業の運営についての重要事項に関する規程	運営規程及び重要事項説明書	○	○	
6 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴等	(1)履歴書(経歴書)	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(2)(経営の責任者)法人全部事項証明書(登記簿謄本)	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(3)(福祉の実務に当たる幹部職員)資格証(保育士等)の写し	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
7 収支予算書等	(1)収支予算書(収支計画、収入項目(補助金、利用料等)、支出項目などを記載したもの)	○	○	
	(2)借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書(企業会計の基準による会計処理を行っ	○	○	

	ている場合)			
	(3)直近3年間の運営状況(決算書等)(社会福祉法人及び学校法人以外の場合)(法人全体のもの)	○	○	
	(4)借入金返済(償還)計画書(事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ提出)	○	○	
8 乳児等通園支援事業を行う者の履歴等	(1)職員一覧表	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(2)職員の履歴書	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(3)資格証明書(保育士等)の写し	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
	(4)研修の認定証(修了証)の写し	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)
9 乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等	預金残高証明(社会福祉法人又は学校法人は提出不要)	○	省略可	既に千葉県又は市川市で認可を受けている認定こども園, 保育所及び小規模保育事業所で実施する場合は省略可能(※1)

10 定款、寄附行為 その他の規約	設置者の定款又は寄附 行為等の写し(法人又は 団体の場合)	○	省略可	既に市町村に提出済みの 定款等において、第二種 社会福祉事業「乳児等通 園支援事業」の実施が確 認できる場合には省略可 能(※1)
11 誓約書(兼役員 等名簿)		○	○	【様式第 2 号】
12 その他	市長が必要と認める書 類	省略可	省略可	既に千葉県又は市川市で 認可を受けている認定こ ども園、保育所及び小規 模保育事業所で実施する 場合は省略可能(※1)

(※1)千葉県が認可等をした保育所、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、市川市における子ども・子育て支援法第 29 条第1項の確
認や指導監督等において把握できている場合は省略可能。

別表2 確認申請提出書類(第三条関係)

分野	提出書類	一般型	余裕活 用型	備考
1 申請書	市川市特定乳児等 通園支援事業者確 認申請書	○	○	【市細則様式第 29 号 の 2】
2 名称、種類及び位置 がわかる書類等	施設全体の付近見 取図	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
3 実施計画書	(1)乳児等通園支援 事業 実施計画書 (一般型用)	省略可		【様式第 1 号の 1】認可 書類等と重複する場合 には省略可能(※2)
	(2)乳児等通園支援 事業 実施計画書 (余裕活用型用)		省略可	【様式第 1 号の 2】認可 書類等と重複する場合 には省略可能(※2)
4 施設(事業所)の名 称、所在地	運営規程	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)

5 設置者(申請者)の 名称、主たる事務所の 所在地	法人全部事項証明 書(登記簿謄本)	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
6 代表者の氏名、生年 月日及び職名	(1)履歴書(経歴書)	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
	(2)法人全部事項証 明書(登記簿謄本)	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
	(3)誓約書(兼役員等 名簿)	省略可	省略可	【様式第 2 号】認可書 類等と重複する場合に は省略可能 (※2)
7 代表者の住所	履歴書(経歴書)	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
8 設置者(申請者)の 定款、寄附行為及び登 記事項証明書 等	設置者の定款又は 寄附行為等の写し	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
9 建物の構造概要及 び図面(各室の用途を 明示したもの)並びに 設備の概要	(1)建物図面(平面 図、立面図等)の写 し(各部屋の用途や 面積等を明示した もの)	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
	(2)設備の概要	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
	(3)土地及び建物の 登記簿謄本(登記事 項全部証明書)	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
	(4)賃貸借契約書の 写し、無償の貸与又 は使用許可を受け る事を証明する書 面の写し(不動産の 貸与を受ける場合	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)

	のみ提出)			
	(5)建物の建築確認 検査済証の写し(当 該書類の提出が困 難な場合は建築物 台帳等記載事項証 明書)	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
10 乳児等通園支援事 業の認可証等の写し	乳児等通園支援事 業の認可を受けて いることを証明す る書類の写し	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
11 満一歳に満たない 小学校就学前子ども及 び満一歳以上の小学校 就学前子どもの区分ご との利用する小学校就 学前子どもの数	(1)乳児等通園支援 事業 実施計画書 (一般型用)	省略可		認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
	(2)乳児等通園支援 事業 実施計画書 (余裕活用型用)		省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
12 事業所の管理者の 氏名、生年月日、住所	履歴書(経歴書)	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
13 規程	(1)運営規程	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
	(2)安全計画	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
14 利用者又はその家 族からの苦情を処理す るために講ずる措置の 概要	利用者又はその家 族からの苦情を処 理するために講ず る措置の概要を明 らかにする書類	省略可	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)
15 事業に係る従業者 の勤務の体制及び勤務 形態	(1)職員勤務体制表 (シフト表など)	○	省略可	認可書類等と重複する 場合には省略可能 (※2)

	(2)就業規則、給与規定、経理規程等	○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
	(3)社会保険加入確認書類(健康保険・厚生年金・労働保険関係)	○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
16 事業に係る資産の状況	預金残高証明(社会福祉法人又は学校法人は提出不要)	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
17 乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費に係る加算適用申請書	○	○	【様式第3号】
18 誓約書	誓約書(兼役員等名簿)	省略可	省略可	【様式第2号】認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
19 役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書(兼役員等名簿)	省略可	省略可	【様式第2号】認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)
20 その他	市長が必要と認める書類	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能 (※2)

(※2) 市川市における乳児等通園支援事業に係る認可等において把握できている場合は省略可能。

別表3 認可内容変更の届出提出書類(第四条関係)

分野	必要書類(下記のうち、変更があったもの)
1 申請書	【市規則様式第1号の27】市川市家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業名称等変更届
	【市規則様式第1号の28】市川市家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業設備等変更届

2 実施計画書	【様式第1号の1】乳児等通園支援事業 実施計画書(一般型用)
	【様式第1号の2】乳児等通園支援事業 実施計画書(余裕活用型用)
3 施設の名称、種類、位置(所在地)	運営規程
	法人全部事項証明書(登記簿謄本)
	施設全体の付近見取図
4 定款、寄附行為その他の規約	設置者の定款又は寄附行為等の写し(法人又は団体の場合)
5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)
	設備の概要
	土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)
	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ提出)
6 事業の運営についての重要事項に関する規程	運営規程
7 経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員	履歴書(経歴書)
	(経営の責任者)法人全部事項証明書(登記簿謄本)
	(福祉の実務に当たる幹部職員)経歴を証する書類、資格証(保育士等)の写し
	【様式第2号】誓約書(兼役員等名簿)
8 その他市長が必要と認める書類	

別表4-1 確認内容変更の届出提出書類(第五条関係)

分野	必要書類(下記のうち、変更があったもの)
1 申請書	(利用定員の増加) 【市細則様式第29号の4】市川市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書
2 実施計画書	【様式第1号の1】乳児等通園支援事業 実施計画書(一般型用)

	【様式第1号の2】乳児等通園支援事業 実施計画書(余裕活用型用)
3 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要	建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)
4 職員関係	職員勤務体制表(シフト表など)
5 その他市長が必要と認める書類	

別表4-2 確認内容変更の届出提出書類(第五条関係)

分野	必要書類(下記のうち、変更があったもの)
1 申請書	(利用定員の減少) 【市細則様式第29条の7】市川市特定乳児等通園支援事業者利用定員減少届
	(利用定員の変更以外) 【市細則様式第29条の6】市川市特定乳児等通園支援事業者申請事項変更届
2 実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書(一般型用)
	乳児等通園支援事業 実施計画書(余裕活用型用)
3 施設(事業所)の名称、所在地	運営規程
4 設置者(申請者)の名称、主たる事務所の所在地	法人全部事項証明書(登記簿謄本)
5 代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書(経歴書)
	法人全部事項証明書(登記簿謄本)
	誓約書(兼役員等名簿)
6 代表者の住所	履歴書(経歴書)
7 設置者(申請者)の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等	設置者の定款又は寄附行為等の写し
8 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要	建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)
	設備の概要
9 代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書(経歴書)

	資格証(保育士等)の写し
10 運営規程	運営規程
11 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費に係る加算適用申請書
12 役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書(兼役員等名簿)
13 その他市長が必要と認める書類	

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称

(2)施設の所在地

(3)区分

(4)受入年齢

歳から

歳まで

(5)事業開始予定日

(6)提供日・時間・提供を行わない日

(7)利用料

利用料金(1時間あたり)

円

(8)キャンセル料

キャンセル料の有無

キャンセル料が発生する場合の理由

(9)給食・おやつ

給食の有無

費用

円

おやつの有無

費用

円

(10)その他費用

その他の費用の有無

内容

費用

円

2 職員配置等に関する調書

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業 の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

・利用定員のすべてを受け入れする際の配置人数

職員数

人

うち保育士資格者数

人

専従者数

人

うち保育士資格者数

人

(3) 利用定員等

・1時間あたりの利用定員

0～2歳児	参考		
	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人

・1か月あたりの標準的な開所日数と開所時間

開所日数

日

開所時間

時間

・1か月あたりの利用定員

0～2歳児	参考		
	0歳児	1歳児	2歳児
人	人	人	人

(4)職務内容

3 施設設備状況調査

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業 を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(2) 室別面積等

・各室の面積 ※平面図を添付してください。

①乳児室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	利用人数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	利用人数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件			確認欄	
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
要件	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
		4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。			
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。			
		② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。			
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。				
カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。				
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。				
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。				

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法		・調理室の有無		・加熱、保存等の機能を有する設備の有無	
・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する					

4 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

(1)施設名称

(2)施設の所在地

(3)区分

余裕活用型乳児等通園支援事業

(4)受入年齢

歳から

歳まで

(5)事業開始予定日

(6)提供日・時間・提供を行わない日

(7)利用料

利用料金(1時間あたり)

円

(8)キャンセル料

キャンセル料の有無

キャンセル料が発生する場合の理由

(9)給食・おやつ

給食の有無

費用

円

おやつの有無

費用

円

(10)その他費用

その他の費用の有無

内容

費用

円

2 職員配置等に関する調査

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業 の経験年数
		年

(2)利用定員等

・1時間あたりの利用定員

	0歳児	1・2歳児	合計	1時間あたりの利用定員 (利用定員の空き枠)
教育・保育の利用定員				
教育・保育の在籍児童数				

※1か月あたりの利用定員は、実情に応じ、変動が推測される範囲内での最大の人数として可。

・1か月あたりの標準的な開所日数と開所時間

開所日数

日

開所時間

時間

・1か月あたりの利用定員

	0歳児	1・2歳児	合計	1か月あたりの利用定員 (利用定員の空き枠)
教育・保育の利用定員				
教育・保育の在籍児童数				

・室別面積等 ※平面図を添付してください。

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業に充てられる面積		

・職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数		

3 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法

・調理室の有無

・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

誓約書（兼役員等名簿）

年 月 日

市川市長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、乳児等通園支援事業の実施に当たり、下記に該当しない者であることを誓約いたします。

（児童福祉法第34条の15第4項各号）

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定によ

る通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

ヲ 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条に定める暴力団、暴力団員または暴力団員等と関与している者である。

(別紙)

役員等名簿

[illegible]

様式第3号

乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に係る加算適用申請書

年 月 日

市川市長様

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同令第39条第1項第14号に規定する乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項として、以下のとおり加算の適用を申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	

2. 適用を受けようとする加算

該当する ものに○	加算名	確認項目	
	賃借料加算	適用年月日	年 月 日
		契約金額 (月額、消費税込)	円
	特別地域加算	事業所の所在地	上記「事業所の所在地」のとおりに

3. 添付書類

(賃借料加算の適用を受ける場合) 別紙「賃貸契約書」のとおりに